

「令和5年度港北区オンライン母子保健相談事業」の業務委託 仕様書

1 業務名

「令和5年度港北区オンライン母子保健相談事業」の業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(サービス提供開始時期 令和5年4月1日)

3 目的

港北区在住の妊産婦及びそのパートナー、0歳児を育てる家庭にオンライン健康医療相談サービスを提供し、妊娠・子育ての不安や産後うつ等のリスク軽減を図る。

また、各種相談等を行うなかで、支援の必要な家庭を港北区役所に繋げる。

4 対象者

港北区在住の妊産婦及びそのパートナー、0歳児を育てる家庭（以下、対象者。）

(対象者のみが利用できるよう、アクセスパスワードを設定するなどの措置を講じること)

5 業務内容

(1) 参加勧奨・広報の実施

対象者に対し、港北区役所と協力して、事業への参加勧奨を実施する。

受託者がチラシ12,000部を制作の上、委託者に納品し、対象者への周知広報は委託者が実施する。

なお、チラシには港北区役所主催の事業である旨を記載すること。

(2) サービス提供体制

ア 対象者が円滑に相談できるよう、年間で1,500件の相談件数を確保すること。

受託者は、1,500件の月ごとの配分計画を委託者に提出し、実際の配分については、委託者・受託者で協議の上、決定することとする。

イ 相談対応者は以下の専門職が全てそろっていることに加えて、相談内容に応じて適切に対応すること。

専門職：産婦人科医、小児科医、看護職（以下、医師等。）

ウ 相談対応者のプロフィールが明記されていること。

エ 相談の質の担保の仕組み

相談対応結果について、他の医師等が評価する仕組みがあること。

(3) サービス提供

利用を申し込んだ対象者に対して、以下のサービスを提供する。

ア オンラインフォームでの健康医療相談受付及び回答

休日・夜間問わず 24 時間 365 日受付し、原則、24 時間以内に医師等から回答することとする。
なお、医学的情報の提供や受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた診断は行わないこととする。

また、妊娠中・授乳中の薬の案内など簡易な内容については一部チャットボットで補完する対応も可とする。

イ 医師等による産前産後の健康情報等のオンライン配信（週 1 回以上）

ウ サービス利用者等へのアンケート・各種調査等の実施

内容及び頻度については、委託者と調整の上、決定することとする。

(4) 対面サポートが必要な対象者の抽出及び共有

産後うつハイリスク者及び児童虐待疑い、強い育児不安を抱えているなど、対面のサポートが必要な対象者は、毎月 5 日までに港北区役所に情報共有すること。対面サポートが必要な対象者の抽出の基準、情報の受け渡し方法については委託者と調整の上、決定する。なお、産後うつハイリスク者については、エジンバラ産後うつ病質問票を用いて抽出し、必要に応じて受診や相談を促すメッセージ配信を行うこと。

また、児童虐待が疑われる場合など、緊急時は即時情報共有すること。

(5) 月報の提出

毎月 5 日までに前月の利用実績（登録者数、利用者数、主訴一覧など）を港北区役所に報告すること。

(6) 登録者及び利用者のデータ提供

全登録者の登録及び利用データ（親の氏名・郵便番号・子の氏名・子の生年月日、利用日時、主訴）を年 2 回、8 月と 2 月に受託者から委託者に提供すること。受け渡しの方法については委託者と調整の上、決定すること。

6 成果品（電子データ）

(1) サービス利用状況、相談傾向、利用者へのアンケート結果等の分析を行い、本事業の事業評価と改善提案を含む報告書を作成し港北区へ報告すること。なお、報告書に記載すべき詳細の内容については、委託者と受託者が協議の上、委託者が定める。

(2) 成果品の納入場所

港北区こども家庭支援課

7 留意事項

- (1) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議の上実施すること。
- (2) 受託者は、本市が本事業にかかる会議等への受託者の参加が必要と判断した場合は、これに応じること。
- (3) 受託者は、当該業務に係る事務処理にあたっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託にかかり、受託者が得た情報（情報提供者が守秘を求めるものを除く）並びに報告書の内容については、事業の目的の範囲内において受託者は利用できるものとする。